



《会計・税務の知識》 確定申告がもっと便利になります！

はじめに

国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Tax による送信ができます。

2024 年分の確定申告から確定申告書等作成コーナーで以下のサービスの開始が予定され、特にスマホを利用した確定申告がますます便利になります。

1. スマホ申告利用者数の推移

スマホを利用した確定申告は 2018 年分から開始されましたが、申告できる内容が限定的であり、簡易的なものに対応しておりました。詳細は過去の弊社メルマガ「スマホ確定申告の対象が拡大します！」をご参照ください。

年々機能が向上されたことにより利用者数は年々増加傾向にあります。

- ・令和元年分…107.5 万件
- ・令和 2 年分…169.3 万件（前年比+61.8 万件）
- ・令和 3 年分…255.7 万件（前年比+86.4 万件）
- ・令和 4 年分…397.6 万件（前年比+141.9 万件）
- ・令和 5 年分…502.8 万件（前年比+105.2 万件）

「令和 5 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（報道発表資料）（参考 1）より」

2. 所得税のすべての画面がスマホ向けの画面に！

確定申告書等作成コーナーでは、これまでスマホ向けの専用画面が提供されておりましたが、一部においてパソコン向け画面をスマホにおいて利用する仕様となっておりました。これによりスマホでは操作しづらいこともありました。

2025 年 1 月からは所得税のすべての画面でスマホでも操作しやすい画面が提供されます。

例：住宅ローン控除の入力画面



< 出典：国税庁 HP >

また、パソコンで表示される画面もデザインを統一し、操作性が向上される予定です。

3. スマホ用電子証明書に対応！

これまでスマホで確定申告を行うためにはマイナンバーカード読取対応スマートフォンとマイナンバーカードを準備しておく必要がありました。

スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax 送信ができるようになります。

また、利用者証明用電子証明書のパスワードにはスマホの生体認証機能等を利用できるようになります。

Before (現在)



After (令和7年1月～)



ご利用には、スマホでマイナンバーアプリからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

< 出典：国税庁 HP >

お持ちのスマホがスマホ用電子証明書に対応しているかどうかは事前に下記 HP よりご確認ください。

https://faq.myna.go.jp/faq/show/7261?site_domain=default

おわりに

スマホを利用した確定申告がますます便利に身近なものになったことから利用者数がさらに増加するものと予想されます。

ただ、誤った申告をした場合にペナルティが発生する場合がありますので、ご自身で確定申告をする場合にはご注意ください。申告にご不安な場合には弊社にご相談ください。

(担当：齋藤)